

浦添市配食サービス事業安否確認マニュアル（Ver. 1.0）

初版作成：令和元年7月30日 いきいき高齢支援課高齢福祉係

1. 目的等

このマニュアルは、浦添市配食サービス事業の実施に当たり、配達時における利用者不在時や病気等の急変時における受託事業者と市の役割等を明らかにし、円滑な事業推進を図ることを目的とする。なお、このマニュアルの内容は、必要に応じて適宜見直しを図るものとする。

2. 業務受託事業者の役割

受託事業者は、配達業務の実施において次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 配達時間内において、可能な限り利用者の安否及び体調の確認を行う。
- (2) 配達時間内に安否確認ができなかった場合には、市へ報告する。

3. 市の役割

市（いきいき高齢支援課高齢福祉係）は、受託事業者からの報告に基づき、次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 市で把握している緊急連絡先等へ電話し利用者の所在確認を行う。
- (2) 必要に応じて利用者宅を訪問するなどし、安否確認を行う。

4. 安否確認対応の流れ

受託事業者及び市（いきいき高齢支援課高齢福祉係）は、別添の「浦添市配食サービス事業安否確認対応フロー図」に従い、対応するものとする。

5. 市への電話報告の流れ

市役所の開庁時間帯（8時30分～17時15分）に受託事業者から市へ電話報告する際には、直通番号098-876-1292へ電話し、高齢福祉係の担当へ必要事項を報告するものとする。

市役所の開庁時間帯（8時30分～17時15分）以外の閉庁時間帯に受託事業者から市へ電話報告する際には、次の手順により報告するものとする。

- ①「098-876-1234」へ電話する。
- ②守衛、または日直が電話に出たら、「配食サービスの緊急連絡です」と伝える。
- ③「事業所名」「担当者氏名」「連絡先」「利用者氏名」を伝える。
(④守衛等から市いきいき高齢支援課の担当へ電話連絡。)
(⑤市いきいき高齢支援課の担当から受託事業者へ電話。)

浦添市配食サービス事業安否確認対応フロー図

